

別紙様式 1

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

令和 7 年 6 月 20 日

金融庁総合政策局リスク分析総括課貸金業室長 殿

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2.（3）の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

貸金業法第 2 条第 1 項及び同法第 3 条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) 照会者が現在行っている事業

照会者は、国内に拠点を置く古物営業を営む事業者であり、時計・宝飾品類や美術品類などを含めたあらゆる商品に関する“リユース”に取り組み、循環型社会の実現に向けた事業の展開を行っております。

買取事業においては国内に 100 店を超える店舗を構えて一般消費者との取引を中心とした事業の展開を、販売事業においては国内・国外の企業が参加する会員制オークションを主宰し、インターネットを中心に事業者向けの販売を行っております。

また、オークション事業については他社から委託を受けた商品を、照会者が開催するオークションにおいて販売するサービスを行っております。販売の仕組みは、照会

者が出品事業者から預かった商品を照会者が開催するオークションに出品し、落札された時点で照会者が出品事業者から仕入れて落札者に販売する、消化仕入れ方式となっております。

(2) 照会者が将来行おうとしている事業

照会者は、出品事業者における商品の買付けから出品、そして次回出品商品の確保のための新たな買付けの流れを効率化し、これによってさらなるオークション需要の拡大を図るべく、出品事業者から商品の出品を受けるに際して、オークション出品前に想定落札価格の一部を先払いするサービス（以下「先払いサービス」と言います。）を行いたいと考えております。

当該先払いサービスを実現するための契約スキームとしては、前記消化仕入れ方式による売買契約を土台として、当該売買契約における売買代金の一部先払いの形式を想定しております。

当該売買契約における条件等は以下の通りとなります。

① 先払いを行う売買代金について

当該売買契約における売買代金の算定方式としては、オークションにおいて落札された際の落札代金をもとに計算する形式としておりますため、出品を行う際には売買代金の計算式のみが確定している状態となります。先払いを行う金額については最低落札価格の指定と合わせて行う方式を考えており、当該最低落札価格の一部が実際に先払いの際に支払われる金額となります。

先払いが行われない通常の売買代金の支払い方法は、オークション完了後、一定期間内に照会者から出品者に落札代金相当額を支払う形式となりますが、先払いが行われた場合には、前記形式に沿って、落札代金相当額から先払いした額を差し引いた額を支払うこととなります。

なお、オークション出品までの流れとしましては、出品受付後に商品の検品作業を経てオークションに出品されることとなりますが、その期間としては受付後最短で一週間ほどを見込んでおり、遅くとも一か月以内にはオークションに出品されることとなります。先払いは受付時に実施されることとなりますので、落札価格との差額の精算までの期間としても最大で一か月ほどとなる見込みです。

② 先払いを行うことに関する条件について

先払いを行うに際しては、最低落札価格の設定を必ず行っていただくことを想定しております。最低落札価格の設定については、出品時において照会者のオークション運営事務局がその適切性の確認を行うこととしており、過去オークションの実績等を参照して不落札となりにくい価格設定となるように助言を実施することとしております。

また、万が一落札されなかった場合や、オークション開催前に取り下げとなってしまう場合もございますので、次の条件を設定することを想定しています。

(i) オークション開催前に、該当の商品の出品が取り下げられ、照会者と出品事業者との間における売買契約が解除された場合、当該解除に基づく原状回復として先払いした金額を返還いただく条件を設定することを想定しています。

(ii) オークションに出品して競りが行われ、該当の商品についての入札が設定されている最低落札価格に届かず、結果的に落札されるに至らなかった場合、出品事業者と照会者の間の売買契約を解除し、当該解除に基づく原状回復として先払いした金額を返還いただく条件を設定することを想定しています。

条件の設定方法としては、当該商品の売買契約について、照会者が開催するオークションにおいて落札されなかったことを解除条件（民法第 127 条第 2 項）として設定することを想定しております。

(iii) オークションに出品して競りが行われ、該当の商品についての入札が設定されている最低落札価格に届かなかった場合において、出品事業者・落札者と交渉を行った結果、最終入札価格またはそれ以外の価格での売買を行うことについて合意に至ることがあります。

この場合、先払いを行うことを規定した出品事業者と照会者の間の売買契約を解除し、合意に至った価格での売買契約を新たに締結することとなりますが、その際に先払いを行った価格の方が高い金額となる場合がございますため、その差額の精算を行うことを想定しております。

その条件としては、前記 2. (2) ② (ii)と同様の解除条件の設定に加え、当該解除に基づく先払い代金の返還と、新たな売買契約の代金の支払いを対等額で相殺する条件の設定を考えております。

3. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠

(1) 照会者の見解

照会者は、先払いサービスは、貸金業法 第 2 条第 1 項 の「貸金業」に該当しないと考えます。

照会者が行う先払いサービスは、前記 2. (2) ②に記載のとおり、照会者と出品事業者との間の売買契約においては、照会者が、出品者から、「出品者の商品が照会者主催のオークションにおいて競り落とされなかったこと」を解除条件とする売買契約により、商品を買収することに関する売買代金を支払う方法となります。

この場合、照会者は、出品者に対して、前払金という形で支払いを行うものではなく、商品の売買代金を支払うこととなりますので、先払いサービスが貸金業法第 2 条第 1 項に規定する「貸金業」に該当せず、同法第 3 条に定める「登録」の義務がないことを確認いたしたく、本照会を行うものです。

(2) 照会者の見解の根拠

照会者の行う先払いサービスは、以下の理由により貸金業法第 2 条第 1 項の定める貸金業に該当せず、同法第 3 条の「登録」の必要がないものと考えております。

貸金業法第 2 条第 1 項本文に関して、同法の定義する「貸付け」の該当性判断においては、経済的側面やその実態に照らして判断されるとされており、前記先払いサービスは、一定の条件が成就した場合に支払った代金が返還される構造となっているため、外形上は返還が予定されている金銭の交付として「貸付け」に該当する可能性があるようにも思えます。

しかしながら照会者が出品事業者に対して行う先払いサービスは、本来的に出品事業者から一定期間後に返還されることを目的として行うものではなく、また、先払いサービス自体が無償で提供されることから独立した事業性を有するものではないため、あくまでオークションにおける物品の売買に関する代金支払いの一形態として、売買取引の成就を前提として行う売買代金としての金銭の交付となります。

出品事業者に対して交付された金銭は、売買契約が解除されない限りは給付保持力を有するため出品事業者において自由に使用・処分ができるものとなり、前記外形上の返還という点に関しては、もともと予定されていたものではなくごく限定された事案における売買取引の一局面に過ぎないものと考えられます。

可能な限り返還が生じないようにする点については運用の中でも対策を講じることを想定しており、過去のオークション実績等をもとに導き出した返還が発生しにくい金額設定を行うこと、発生した場合でも他の商品の代金支払いとの相殺等のスキームを組むことで、先払いを行った金銭の給付を維持できる仕組みでの実施を検討しております。

また、法令としても、民法第 545 条において契約解除の効果としての原状回復が認められており、売買契約が事後的に解除されたことにより支払い済みの代金が返還されること自体は広く予定されているものと考えられますところ、貸金業法第 2 条第 1 項第 3 号において特段の条件を付すことなく物品の売買を業として行う事業者による金銭の交付行為が貸付け行為から除外されていることを合わせて考えた場合、売買における代金支払いの時期によって登録が必要となる場合とそうでない場合が区別されているものとまでは解する必要はないのではないかと考えられます。

上記の観点から、照会者においては、先払いサービスは物品の売買を業とする事業者が行う売買代金の支払いスキームの一形態として、貸金業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「取引に付随して行う」金銭の交付にあたるものであり、貸付け行為とは貸金業に該当せず、登録も必要ないものと考えます。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

(1) 理由

先払いサービスを実施する際に、必要となる体制の構築等に一定の期間を要するため、下記の（２）記載の時期までに公表を延期することを希望いたします。

(2) 公表可能時期

令和 7 年 9 月 1 日以降（先払いサービス提供開始予定日以降）

以上